明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔告　示〕
○住宅の品質確保の促進等に関する法律の規定により登録住宅性能評価機関の登録内容を変更した件（関東地方整備局一九九～二一一）　一
〔公　告〕
諸事項　四
裁判所
破産、免責、再生関係　三五
特殊法人等
独立行政法人物質・材料研究機構、独立行政法人医薬品医療機器総合機構平成二十二事業年度財務諸表、日本弁護士連合会裁決・懲戒の処分関係　三五
地方公共団体
行旅死亡人関係　三五
会社その他
会社決算公告　三五

告示

○関東地方整備局告示第百九十九号

住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第十条第二項の規定により、登録住宅性能評価機関から評価員の氏名の変更の届出があったので、同条第三項の規定により、公示する。

平成二十四年五月九日

関東地方整備局長　下保　修

一　登録番号　関東地方整備局長　18

二　登録住宅性能評価機関の氏名又は名称　株式会社Ｊ建築検査センター

三(1)　評価員の氏名の変更

変更前	—
変更後	石井　則久、寺田　孝博、加藤　美幸

(2)　変更年月日　平成二十四年三月七日

○関東地方整備局告示第二百号

住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第十条第二項の規定により、登録住宅性能評価機関から評価員の氏名の変更の届出があったので、同条第三項の規定により、公示する。

平成二十四年五月九日

関東地方整備局長　下保　修

一　登録番号　関東地方整備局長　14

二　登録住宅性能評価機関の氏名又は名称　一般社団法人日本住宅性能評価機構

三(1)　評価員の氏名の変更

変更前	西川　博文、藤橋　幸男
変更後	—

(2)　変更年月日　平成二十四年三月十五日

○関東地方整備局告示第二百一号

住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第十条第二項の規定により、登録住宅性能評価機関から評価員の氏名の変更の届出があったので、同条第三項の規定により、公示する。

平成二十四年五月九日

関東地方整備局長　下保　修

一　登録番号　関東地方整備局長　25

二　登録住宅性能評価機関の氏名又は名称　日本建築検査協会株式会社